

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 種畜証明書の書換交付
種畜証明書の返納
土地の公用廃止
- ◇人委規則 職員の新給 昇給等の基準に關する規則の一部改正
職務の等級に分類される職に關する規則の一部改正
- ◇人委告示 労働基準監督機関としての人事委員会の職権委任

種畜証明書番号名	号	新名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三二鳥地第二号	第十三栄光	同上	黒毛和種	鳥取県西伯郡岸本町 加川 潔	鳥取県西伯郡大山町 石橋一之助
第三号	第十六栄光	同上	"	"	"
第五号	憲山	同上	"	境港市竹内 山本 憲	日野郡根雨町 大下 勅雄
"	"	"	"	"	西伯郡西伯町 前谷 光久

告示

◇公告

昭和三十二年度市町村農業共済組合専任職員資格試験合格者氏名
 第四回警察官採用試験合格者氏名
 県立保育専門学校入学試験合格者

鳥取県告示第九十四号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

「第一三号 早草 栄高」
「 気高郡気高町 山出松次郎」
「 気高郡気高町 芳田 繁松

鳥取県告示第九十五号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十三年三月二十二日

種畜証明書番号	名号	品種	返納理由	飼養者住所氏名
昭三二鳥地第一一号	栄星	黒毛和種	県外売却	鳥取県東伯郡東伯町 亀本 又蔵

鳥取県告示第九十六号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

西伯郡大山町国信字笠原五四三ノ三五地先
水路敷（灌漑排水溝）一坪五合
（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第九十七号

次の国有土地は、その公用を廃止する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

西伯郡岸本町吉定字大道の下六二一の先
農業用水路（灌漑排水溝）敷
面積 三九坪一合二勺
（関係図面は土木部管理課に保管）

人事委員会規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号）附則第二項を次のように改める。

2 職員が退職する際、鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「退職手当支給条例」という。）第三条の規定の適用を受ける場合並びに退職手当支給条例第四条の規定の適用を受ける場合のうち国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）別表第二に掲げる程度の廃疾の状

態にある傷い、疾病（以下「傷い、疾病」という。）若しくは死亡により退職する場合には、当分の間、第十五条第一項第四号の規定については同条同項同号の規定にかかわらず、同号中「勤続二十年未満」とあるのは「勤続十年未満」と読み替えて同条同項同号を適用し、第十六条の規定については同条の規定にかかわらず、次に定めるところにより昇給させることができる。

- 一 勤務成績良好な職員で十年以上二十年未満勤続した者が死亡し又は傷い、疾病により若しくはその者の非違によることなく退職する場合 一号給
- 二 勤務成績良好な職員で二十年以上三十年未満勤続した者が死亡し又は傷い、疾病により若しくはその者の非違によることなく退職する場合 二号給
- 三 勤務成績良好な職員で三十年以上勤続した者が死亡し又は傷い、疾病により若しくはその者の非違によることなく退職する場合 三号給
- 四 職制又は定数条例の改廃若しくは予算の減少によ

り廢職又は過員を生じた結果又はその者の非違によ
ることなく勸し、うを受けて退職する場合
二号給以内

五 公務のため死亡し又は傷い、疾病により退職する場
合 三号給以内

六 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し又は
傷い、疾病により退職する場合 五号給以内

別表第一、一、(ロ)、(1)の2中「旧看護婦養成所」を「
旧甲種看護婦養成所」に改める。

別表第一、一、(ロ)、(2)の12の次に次の13を加える。

13 保母養成所(新高卒を入学資格とする修業年限二年
以上のものに限る。)の卒業者

別表第一、一、(ロ)、(3)の3中「旧商船学校を含む。」
の下に「以下同じ。」を加える。

別表第一、一、(ロ)、(2)の10の次に次の11を加える。

11 旧無線電講習所普通科第三部又は別科の卒業者
別表第一、一、(ロ)、(3)の28の次に次の29を加える。

29 旧盲学校又は旧ろうあ学校の中等部五年制の卒業者

別表第一、一、(ロ)、(4)の11中「高小卒程度を入学資格
とする修業年限三年」を「高小卒を入学資格とする修業
年限三年」に改める。

別表第一、一、(ロ)、(4)の14の次に次の15及び16を加え
る。

15 旧盲学校又はろうあ学校の中等部四年制の卒業者

16 旧満洲開拓義勇隊訓練所の卒業者

別表第三、注、五の(ロ)を次のように改める。

(ロ) 旧師範学校、旧青年学校教員養成所又は旧実業学
校教員養成所の卒業者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年三月十
八日から適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職務の等級に分類される職に関する規則の
一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十二年
鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正
する。

別表第一中

人事委員会

局長

次長

を

人事委員会

局長

次長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年三月一
日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

人事委員会は、地方公務員法第五十八条第三項に規定す
る一般職の職員に適用される労働基準法及び船員法の規

定並びにこれらの規定に基く命令の規定を適用する場合
における、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関と
しての委員会の職権を次の委員に委任した。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会委員 椋 貞 雄

公 告

昭和三十三年三月二十二日

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

事務の部

細田 靖 林 寿賀男 田中 久好

藤岡 忠正 中村 保 上原 計弘

新川 栄

技術の部

上紙 光春 遠藤 和男 景山 峻吾
 門脇 裕一 川尻 輝政 衣笠 護郎
 城本 光郎 田中 辰昌 中井 一博
 中島 安寿 長谷 勝 藤本 昌弘
 山内 忠光 横山 正夫 中西 輝

第四回警察官採用試験合格者を次のように公告する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

四四 一 村 竜 司 三九 池 原 貞 寿
 八三 清 水 幸 男 八八 藤 原 明
 五 小 坂 邦 男 三八 天 野 忠 義
 一五 川 上 道 春 三六 漆 原 実
 二八 本 庄 修 九四 村 川 英 明
 (以上十名)
 補 欠
 一〇四四 牧 野 精 範 二三 神 谷 八 郎

四〇 市 来 暢 夫 一〇七 上 山 智 万

(以上四名)

昭和三十三年鳥取県立保育専門学院入学試験合格者は次のとおりである。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

村尾三香子 横 澄江 山田 道子
 山口 祐子 山根美弥子 山本 温子
 西尾美智子 池成 喬子 米谷 光子
 谷本 道子 足利 洋子 山崎 和子
 梅本 汎子 鳥飼 宣子 八木 和美
 河崎 達子 志賀 都 米増美智子
 岡田 玲子 山田 恵子 長谷川和子
 吉岡 明子 法本 綾子 伊勢 和子
 横山 佳子 井上 令子 野口貴美枝
 山根 静枝 田辺 恭子 鷺見悠紀子
 井田 春枝 本池セツ子 足立ムツ子
 田内みや子 井上 弘子

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取県 印刷所